

決 定 要 旨

被 審 人 (本店) 東京都港区西新橋一丁目 12 番 6 号
(商号) 株式会社ゼクス

上記被審人に対する平成 22 年度 (判) 第 28 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 39,999,999 円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 2 月 22 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。ただし、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実中、「上場されていた会社」の次に「(平成 22 年 6 月 15 日上場廃止)」を加える。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 3 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 12 月 21 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

金融商品取引法178条第1項第3号に該当

被審人は、東京都港区西新橋一丁目12番6号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていた会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第1 金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定に違反して、第14期事業年度第3四半期連結会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)に係る四半期報告書を同四半期連結会計期間経過後45日以内の平成22年4月14日までに提出しなかった

第2 金融商品取引法第24条第1項の規定に違反して、第14期事業年度連結会計期間(平成21年6月1日から平成22年5月31日まで)に係る有価証券報告書を同事業年度経過後3月以内の平成22年8月31日までに提出しなかった

ものである。

(別紙2) 法令の適用

別紙1に掲げる事実につき

第1

金融商品取引法第172条の3第2項、第24条の4の7第1項、金融商品取引法施行令第4条の2の10第3項

第2

金融商品取引法第172条の3第1項、第24条第1項

第1及び第2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第185条の7第4項、第28項を適用する。

○ (別紙 3) 課徴金の計算の基礎

別紙 1 に掲げる事実につき

番号 1 及び同 2

金融商品取引法第 172 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 14 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

提出すべきであった第 3 四半期報告書及び同有価証券報告書に係る事業年度の直前事業年度である第 13 期事業年度における監査報酬額に相当する額が 40,000,000 円

であることから、

第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は、40,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 20,000,000 円

同有価証券報告書に係る課徴金の額は、40,000,000 円

となるが、第 3 四半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 14 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 4 項の規定により、40,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分（同第 28 項の規定により 1 円未満の端数切捨て）することとなり、

第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$40,000,000 \times 20,000,000 / (20,000,000 + 40,000,000)$$

$$= 13,333,333 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$40,000,000 \times 40,000,000 / (20,000,000 + 40,000,000)$$

$$= 26,666,666 \text{ 円}$$

となる。